

## 土地改良施設 定期診断指導運用基準

### ① 新規登録

定期診断指導対象施設の新規登録を希望する場合は、登録申請書(別紙様式 5-1 号)に必要事項を記載し、位置図を添付の上、4月1日から4月30日までの期間に下記提出先にメール、FAX、郵送もしくは窓口で直接提出する。

申請受理後、栃木県土地改良事業団体連合会にて審査を実施する。審査後に定期診断施設台帳(別紙様式 5-2 号)に必要事項を記載し提出することで、定期診断指導対象施設に登録される。

※市町・土地改良区(連合を含む)等が施設を所有し、管理を水利組合等に委託している場合は、管理委託協定書等の委託の内容が明文化されている資料を添付する。

### ② 登録抹消

定期診断指導対象施設の登録抹消を希望する場合は、登録抹消申請書(別紙様式 5-3 号)に必要事項を記載の上、下記提出先にメール、FAX、郵送もしくは窓口で直接提出する。

### ③ 定期診断指導の実施時期

原則として、6月～翌年3月の間に実施する。

### ④ 定期診断指導対象施設の範囲

- ・国営造成施設は、全て診断指導の対象外とする。
- ・原則として、下記運用基準に該当するものを診断指導の対象とする。

施設名	運 用 基 準
ダ ム	対象外とする。
頭 首 工	定義：河川から必要な農業用水を用水路に引入れるための施設であり、取水位を調節するための取水ゼキと取入れ口およびそれらの付帯施設で構成される。 主ゲートは自動転倒ゲート、ゴム引布製ゲート、ローラーゲート、ラジアルゲート等があり、かんがい面積が 10ha 以上の施設を対象とする。 ※ ただし、自然取り入れ方式による施設は対象外とする。
揚排水機場	口径が 200mm 以上 (8 インチ) を対象とする。 インバータ・高圧施設については、口径 200mm 未満であっても対象とする。
樋 水 門	取水・排水樋管とも、扉体幅 B=1.5m 以上を対象とする。 扉門形式は、スライドゲート、ローラーゲート、ウォッチマンゲート等があり、かんがい面積が 10ha 以上の施設を対象とする。

た め 池	団体営規模以上のもので、造成された施設とする。
水 路	対象外とする。

<提出先>

栃木県土地改良事業団体連合会 事業部 施設保全課

E-mail : shisetsuhozen@tcgdoren.or.jp

FAX : 028-660-5713

住所 : 〒321-0901 栃木県宇都宮市平出町 1260 番地